

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた
瀬谷区アクションプラン
誰もがいつまでも安心して暮らせる瀬谷



目次

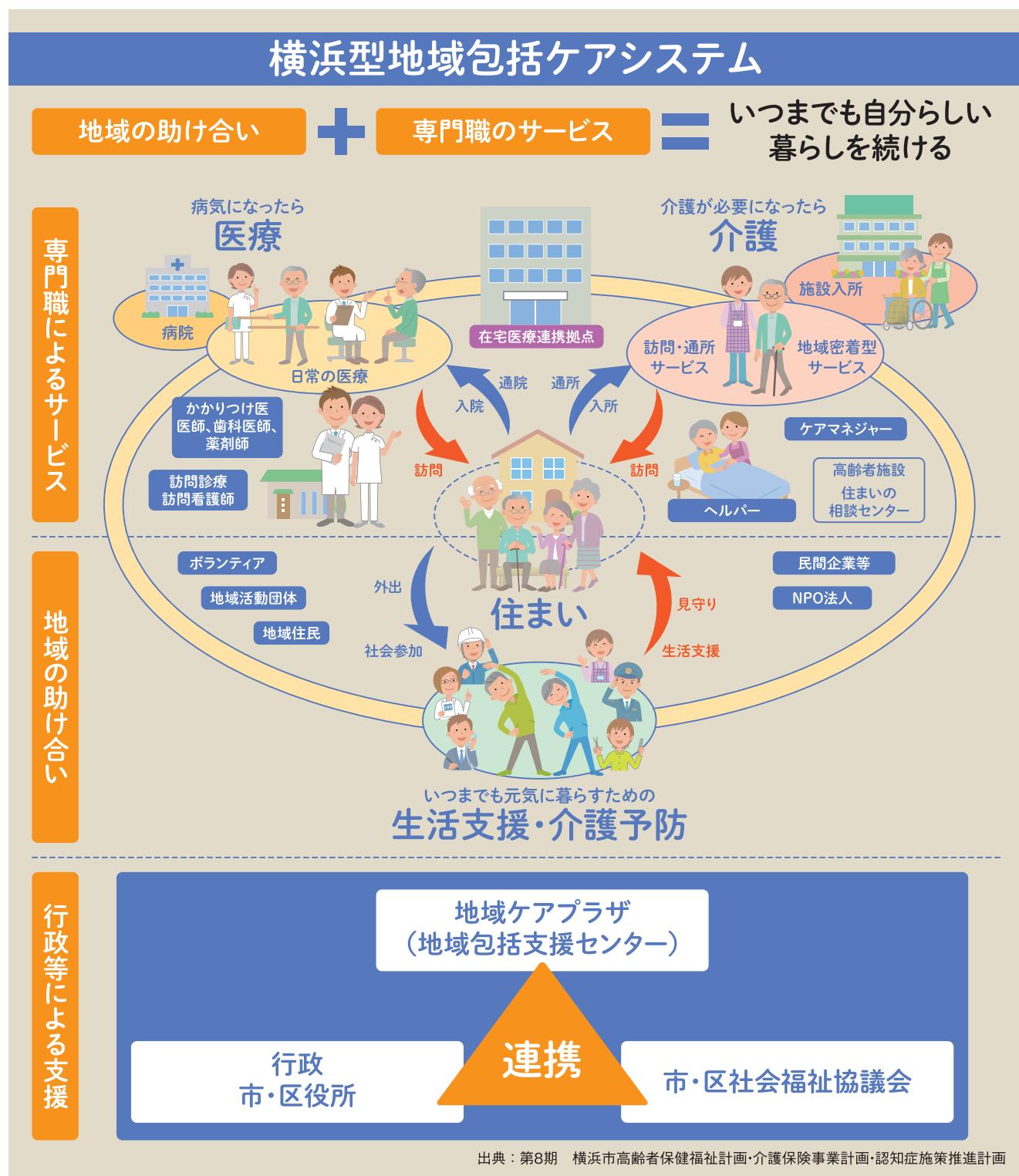
1 アクションプランの趣旨	1
2 瀬谷区の特色	4
3 瀬谷区の高齢者を取り巻く状況	5
4 瀬谷区の取組の方向性	9
重点取組1 介護予防・健康づくりの推進	11
重点取組2 多様な主体による生活支援の充実	13
重点取組3 医療・介護連携の推進	15
重点取組4 認知症支援の充実・強化	17

1

アクションプランの趣旨

(1) 横浜型地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のことです。団塊の世代が後期高齢者となる2025年(令和7年)を目指し、全国各地で「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。横浜市では「横浜型地域包括ケアシステム」の構築を目指し、地域ケアプラザを中心に、日常生活圏域(概ね中学校区)を目安に構築を進めています。



横浜型地域包括ケアシステムとは

横浜市域において「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が一体的に提供される、
包括的な支援・サービスの提供体制のこと

取組①

「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します。

取組②

活発な市民活動と協働します。

取組③

「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、
健康寿命の延伸につなげます。

取組④

医療・介護の連携等、多職種連携の強化を進めます。

取組⑤

高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、
医療や介護等の人材確保・育成に取り組みます。

出典：第8期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

(2) アクションプランの目的

ア 濑谷区における横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた中期的な戦略を示します。

計画期間は2025年(令和7年)までとしています。

イ アクションプランの推進を通して、関係者間で目標を共有し、多職種が連携した一体的なケアが
提供できる仕組みの実現を目指します。

(3) アクションプランと地域福祉保健計画

地域福祉保健計画は、「地域に暮らす誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるように、区民・団体・
事業者・行政の役割と連携を明確にし、支え合う仕組みをつくる」ことを目的としています。

地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援の取組は、地域福祉保健計画の中で地域住民と協働して
行っている取組が多くあります。地域福祉保健計画に位置付けられた様々な取組とアクションプランが連動
しながら、高齢者の生活を支える地域づくりを進めます。

コラム

COLUMN

地域包括ケアシステムと新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症は、地域包括ケアシステムの構築を進める様々な関係者に多大な影響を及ぼしました。
社会活動等の自粛が続くなか、徐々にコロナ禍における新しい生活様式を実践し、工夫やアイデアを凝らした活動や
手法により、新たな交流の創出やスキルの習得につながっています。

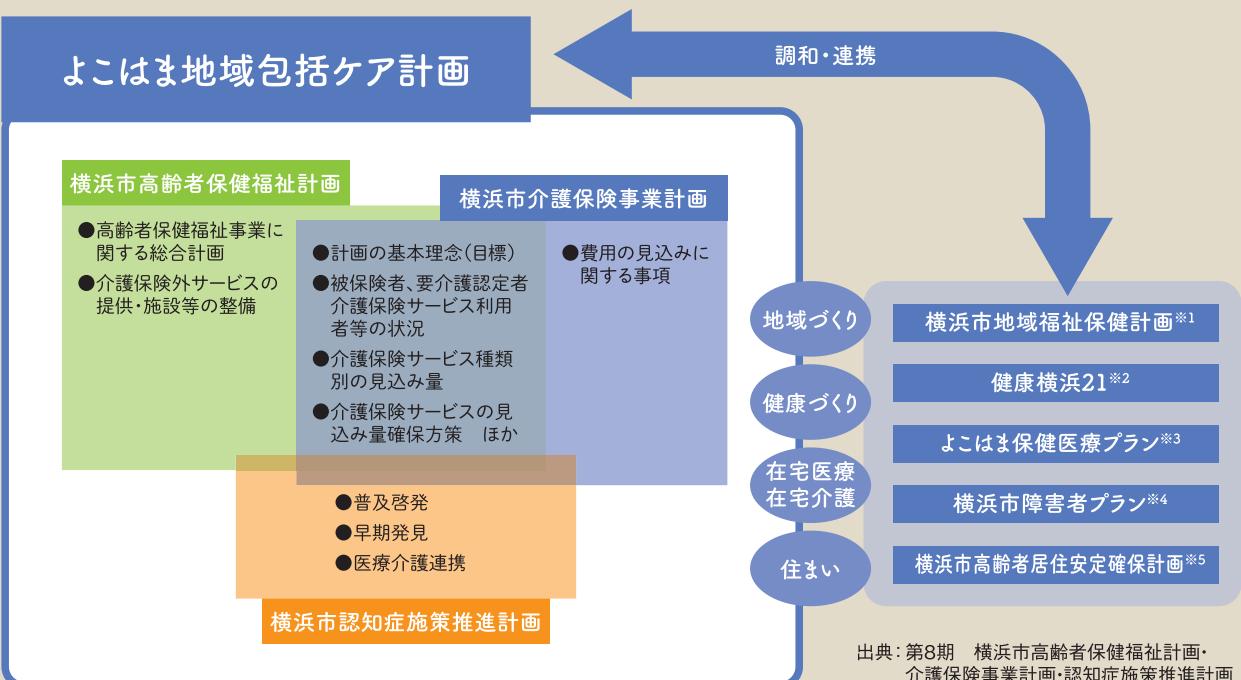
新型コロナウイルス感染症の収束後の時代を見据え、引き続き、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体なものとして策定する、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また「認知症施策推進計画」は、令和元年6月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これらの計画をあわせて「よこはま地域包括ケア計画」として位置付けています。そして、アクションプランは、よこはま地域包括ケア計画を補足するものとして位置付けています。

横浜型地域包括ケアシステムが目指す地域づくりは、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなっていきます。横浜型地域包括ケアシステムを効果的に機能させていくために、高齢福祉分野だけでなく、多分野での連携・協働の下に構築を進めていきます。

■よこはま地域包括ケア計画と他の計画の関係



*1 「地域福祉保健計画」は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、身近な支え合いの仕組みづくりを進めるための計画です。

*2 「健康横浜21」は、市民の大きな健康課題の一つである生活習慣病に着目した、横浜市の健康づくりの指針となる計画です。健康寿命を延ばすことを目指しています。

*3 「よこはま保健医療プラン」は、本市の実情に即した質の高い効率的な保健医療体制の整備を目指し、保健医療分野を中心とした中期的指針です。

*4 「横浜市障害者プラン」は、障害福祉施策に関する中長期的な計画です。

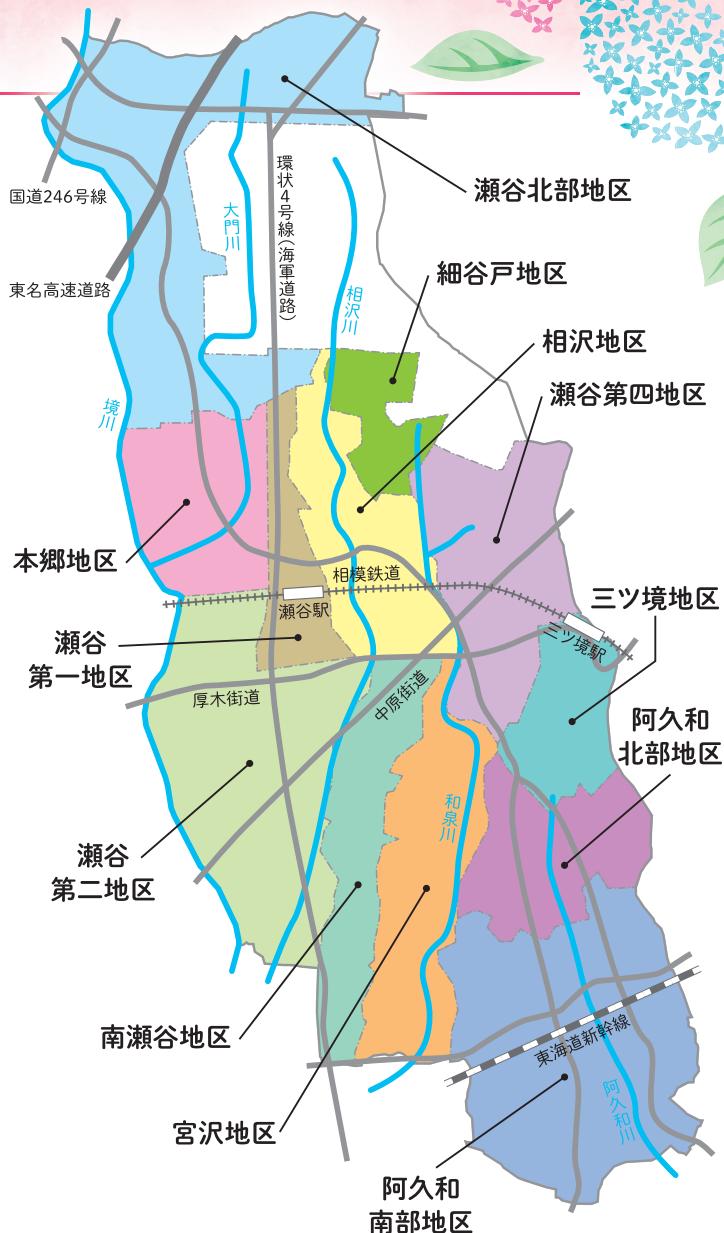
*5 「横浜市高齢者居住安定確保計画」は、介護等を必要とする高齢者の住宅セーフティネットを確立し、高齢者全体の住生活の安定と向上を目指す取組を推進するための計画です。

2 瀬谷区の特色

瀬谷区は、横浜市の最西部に位置し、南北に細長い地形で多数の川が流れています。市内最大級の上瀬谷農業専用地区をはじめとした良好な農地や樹林地が多く、市内でも恵まれた自然環境です。東西には鉄道が走り、南北に鉄道の駅を中心とした路線バスが運行しています。

住宅における種類別割合としては、持ち家は瀬谷区58.8%、横浜市58.6%とほぼ同じ割合で、民営の借家は瀬谷区27.9%、横浜市31.9%と若干低い割合です。公営住宅は瀬谷区11.1%、横浜市5.2%と大きく差があります（令和2年国勢調査）。大型の集合住宅や大規模に宅地開発された住宅街では、高齢化の進行が顕著なエリアがあります。

瀬谷区内での居住意向は7割を超えており、生活の満足度とともに増加傾向にあります。また、自治会加入率（74.2%）は市内で5番目に高い割合となっており、地域に根差した活動が行われています（令和元年度区民意識調査）。



■瀬谷区・横浜市のデータ

	瀬谷区	横浜市
人口 (令和3年3月末)	122,708人 (男性 60,230人／女性 62,478人)	3,758,300人 (男性 1,864,719人／女性 1,893,581人)
世帯数 (令和3年3月末)	56,900世帯	1,830,842世帯
65歳以上高齢者数 (令和3年3月末)	34,331人 (うち75歳以上 18,971人)	928,450人 (うち75歳以上 483,034人)
高齢化率※1 (令和3年3月末)	28.0%	24.7%
要支援・要介護認定者数※2 (令和2年度末)	7,377人・21.0% (うち1号被保険者 7,214人)	176,370人・18.6% (うち1号被保険者 172,279人)
高齢者単身世帯数・率 (令和3年3月末)	9,944世帯・17.5%	282,287世帯・15.4%
自治会町内会数・加入率 (令和3年4月1日)	154団体・74.2%	2,849団体・69.4%

※1 高齢化率は、人口に占める65歳以上高齢者数の割合

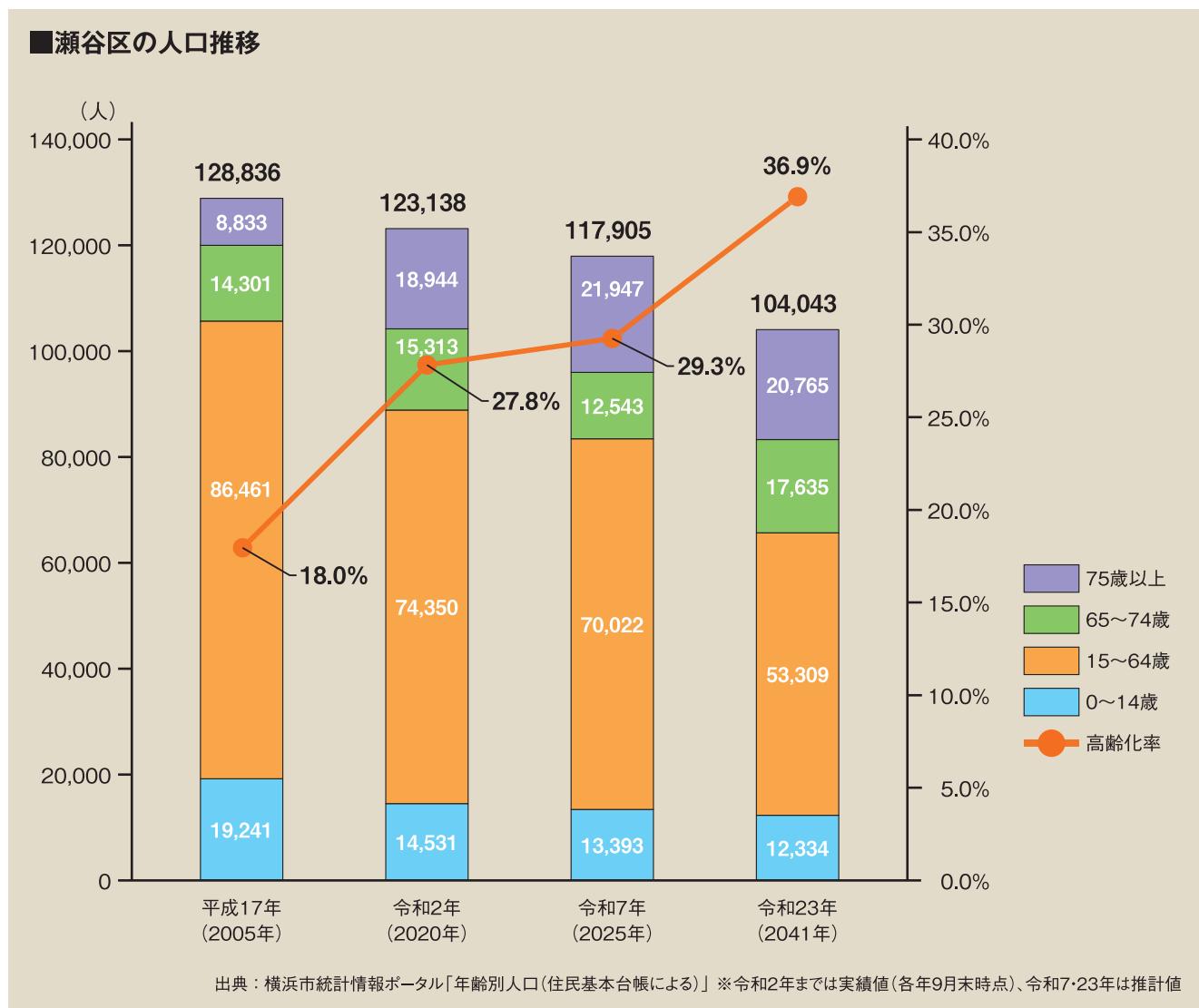
※2 要支援・要介護認定率は、第1号被保険者数（全体）に占める、第1号被保険者の認定者

3 瀬谷区の高齢者を取り巻く状況

(1) 総人口と高齢者人口

瀬谷区の総人口は平成17年をピークに減少傾向で推移する一方、65歳以上の高齢者の割合は増加傾向にあります。高齢者数がピークを迎えると推測される令和23年には「3人に1人が高齢者」となる見込みです。

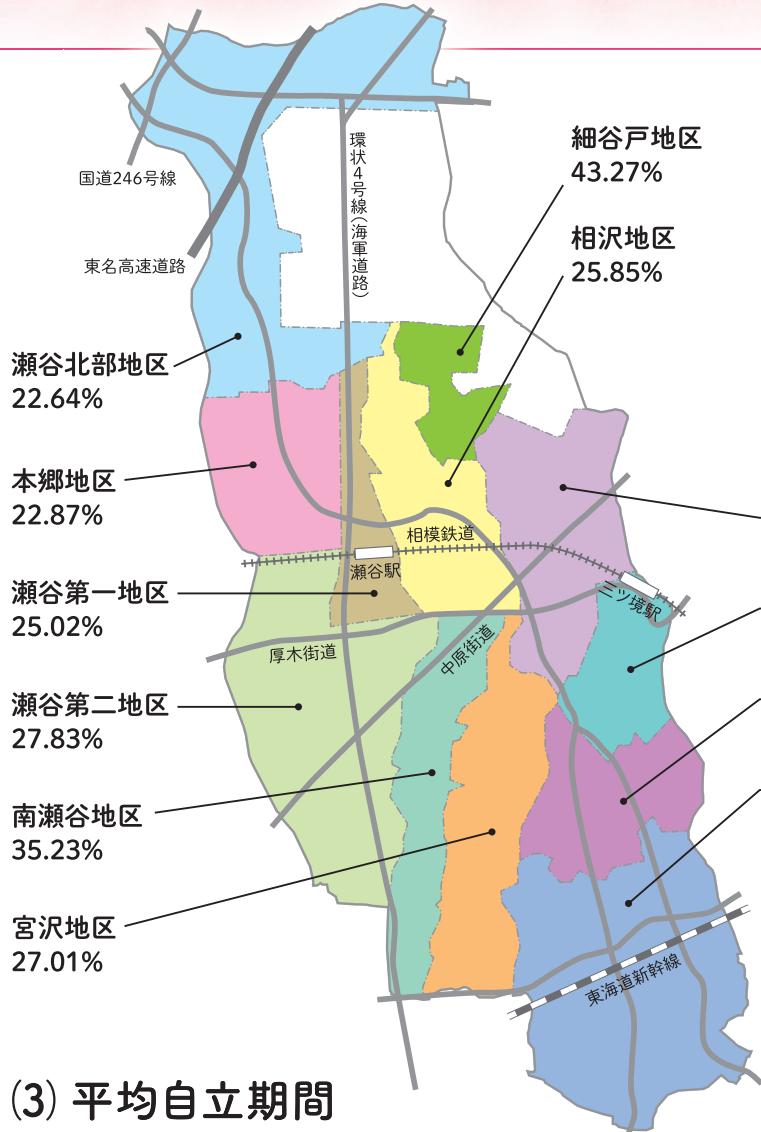
「高齢者単身世帯」は平成28年からの5年間で約1,200世帯増加しており、「高齢者のみの世帯」と「高齢者単身世帯」が総世帯に占める割合は増加傾向にあります。



■瀬谷区の高齢者世帯数

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
高齢者のみの世帯	6,872	6,970	6,979	6,975	6,974
高齢者単身世帯	8,571	8,849	9,169	9,445	9,742
総世帯に占める割合	27.8%	28.4%	28.9%	29.1%	29.5%

出典：横浜市統計情報ポータル「年齢別人口（住民基本台帳による）」※各年9月末時点



(2) 地区別高齢化率

地区別の高齢化率では、割合の最も低いエリアは瀬谷北部地区の22.64%、次いで本郷地区の22.87%です。割合の最も高いエリアは細谷戸地区の43.27%、次いで南瀬谷地区の35.23%となっています。

瀬谷区 : 27.82%

市平均 : 24.61%

※割合は、健康福祉局地域包括ケア推進課が住民基本台帳等を基に作成した資料より引用
(令和2年9月末時点)

(3) 平均自立期間

平均自立期間とは「日常生活に介護を要しない期間の平均」を指します。何歳まで自立した生活ができるかを示したもので、健康寿命^{※1}の考え方の一つです。横浜市では介護保険法の要介護認定における「要介護2～5」を、介護をする状態として算出しています。介護を要しない期間を延ばすためにも、元気なうちに健康維持(介護予防)や介護を受けるきっかけとなる骨折・転倒の防止等に取り組むことが大切です。

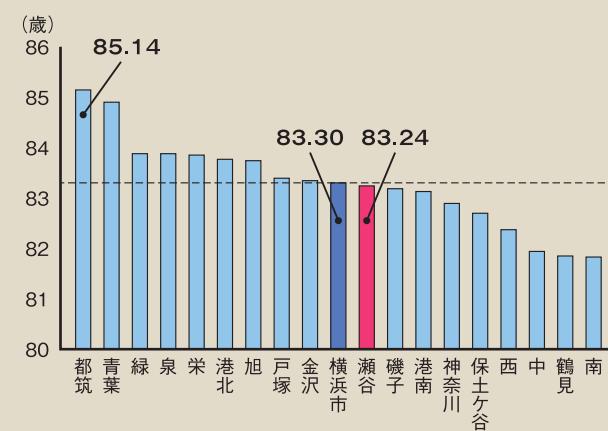
※1 健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

■平成28年平均自立期間(男性)



18区中13番目

■平成28年平均自立期間(女性)



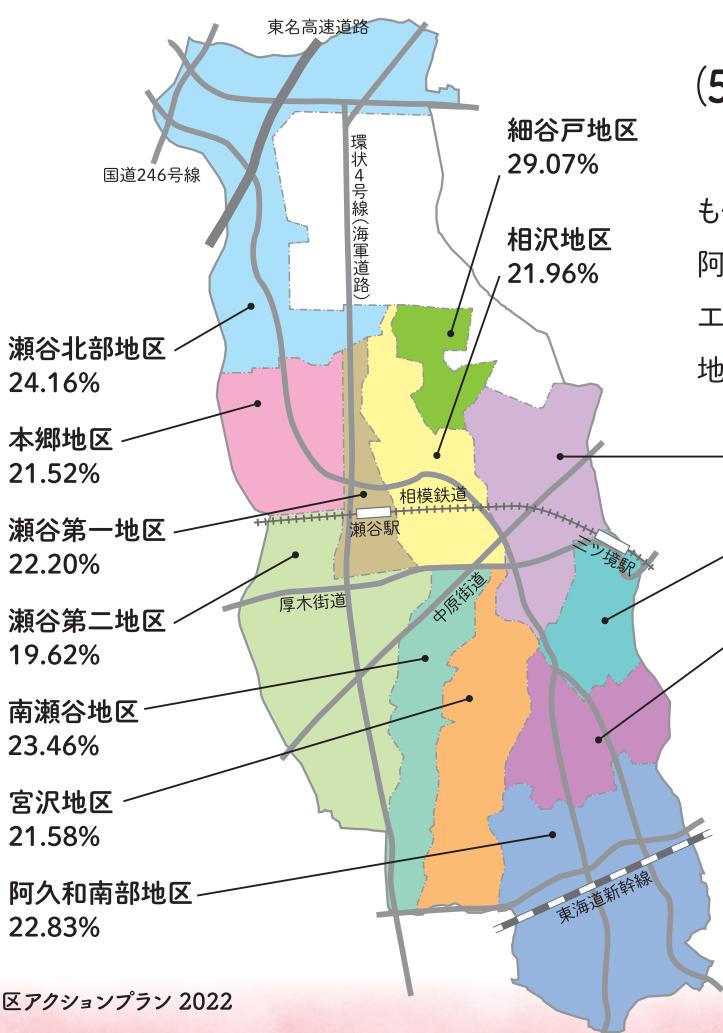
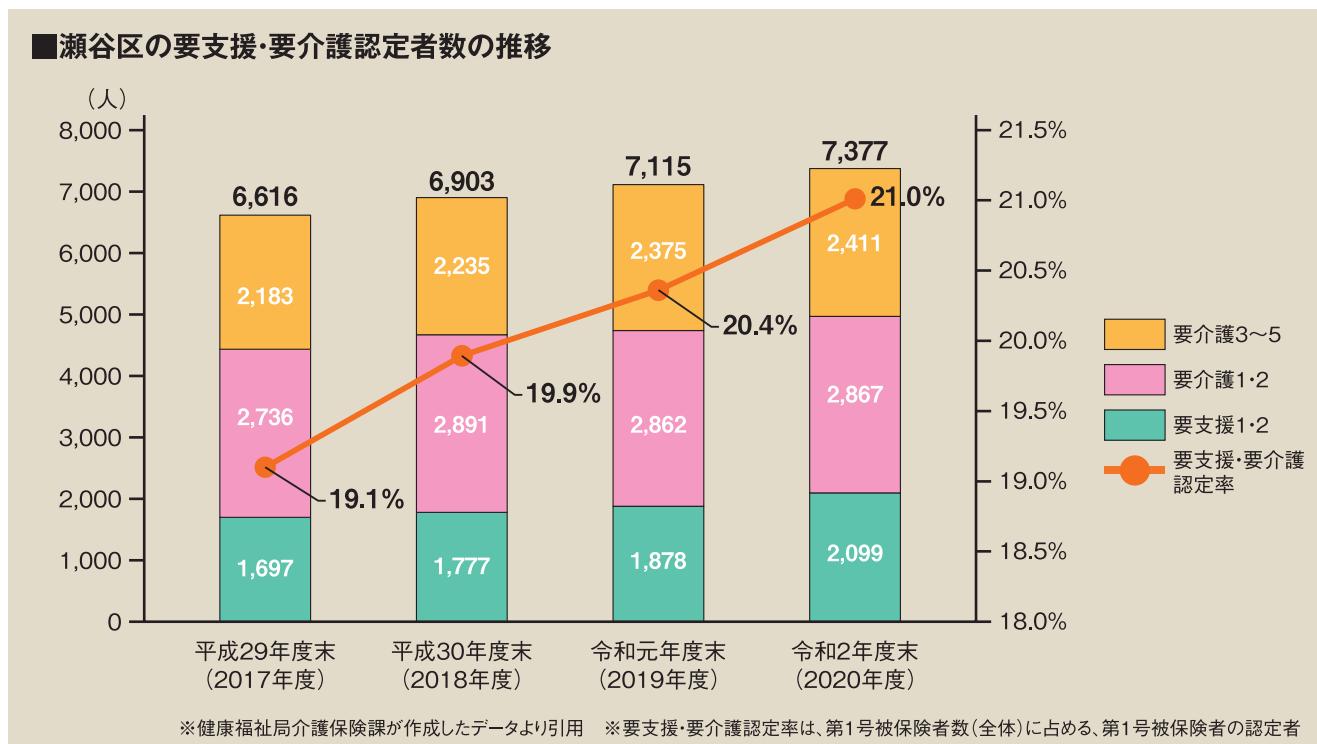
18区中10番目

出典:第2期健康横浜21中間評価報告書

❸ 濑谷区の高齢者を取り巻く状況

(4) 要支援・要介護認定者

瀬谷区の要支援・要介護認定者数は、令和2年度末で7,000人を超えており、65歳以上の高齢者のうち、21.0%を占めています。高齢者数の増加に伴い、今後も増加する見込みです。



(5) 地区別要支援・要介護認定率

地区別の要支援・要介護認定率では、割合の最も低いエリアは瀬谷第二地区の19.62%、次いで阿久和北部地区の19.86%です。割合の最も高いエリアは細谷戸地区の29.07%、次いで瀬谷北部地区の24.16%となっています。

瀬谷第四地区
21.20%

三ツ境地区
21.12%

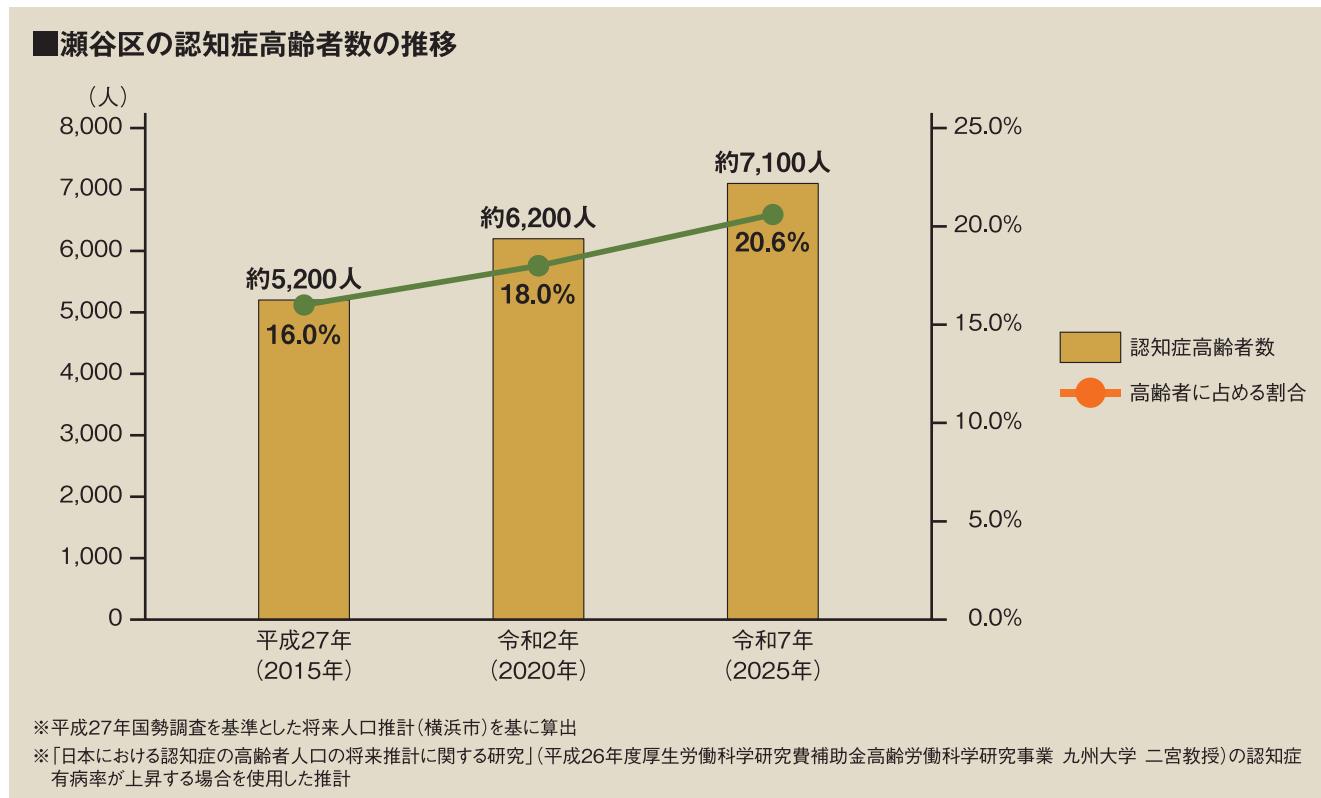
阿久和北部地区
19.86%

瀬谷区：21.75%
市平均：19.15%

※割合は、健康福祉局地域包括ケア推進課が住民基本台帳等を基に作成した資料より引用
(令和2年9月末時点)

(6) 認知症高齢者

瀬谷区の認知症高齢者数は、平成27年は約5,200人で、65歳以上の高齢者に占める割合は16.0%でした。平成27年からの10年間で約1.4倍の増加が見込まれており、2025年(令和7年)には約7,100人となる見込みです。高齢者に占める割合は20%を超え、高齢者の5人に1人が認知症となることが予測されています。



(7) 地域の支え合い

自治会・町内会ではさまざまな場面で交流が盛んに行われています。地域包括ケアシステムの構築においては、地域福祉保健計画と連動しながら「介護予防・健康づくり」、「多様な生活支援(ちょいボラ等)の提供」、「高齢者の社会参加の推進」、「認知症への地域の理解」等の取組が行われています。

令和元年度区民意識調査では、住まいの周りに手助けを必要としている人、手助けが必要となりそうな人がいたら約9割の人が「手助けをしたい」という気持ちを持っていました。また、災害や高齢化に向けては、約9割の人が地域のつながりを深めることが必要を感じていました。一方で、地域で行われている様々な活動への現在の参加状況としては、多くても全体の2割程度となっています。地域活動への今後の参加意向からは、潜在的な活動希望者が多数いることが分かりました。



4 瀬谷区の取組の方向性

「誰もがいつまでも安心して暮らせる瀬谷」を目指し、地域のつながり・支え合いの意識が高い区民性のもと、高齢者とその家族がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるための取組を進めます。

瀬谷区は高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の割合が高く、今後は高齢化の進行とともに認知症高齢者の増加が見込まれます。高齢者が元気なうちから介護予防に取り組み、支援や介護が必要になっても人とのつながりを持ち、地域の見守り体制のもとで暮らし続けられるような地域づくりを推進します。また、既存のネットワークを基盤とした、医療・介護関係者の連携体制による一体的なケアの提供を目指します。

取組の推進にあたっては、高齢者自身がこれからどのように生きていきたいかを考えていくことが重要です。瀬谷区は本市の中でも先行してエンディングノートを作成し、意思決定支援を行ってきました。引き続き、本人が選択した生き方が尊重されるよう支援を行います。

現状・課題等を踏まえ、次の4つの重点取組の充実を図ります。

重点取組 1 介護予防・健康づくりの推進

重点取組 2 多様な主体による生活支援の充実

重点取組 3 医療・介護連携の推進

重点取組 4 認知症支援の充実・強化

関連取組

エンディングノートの普及啓発

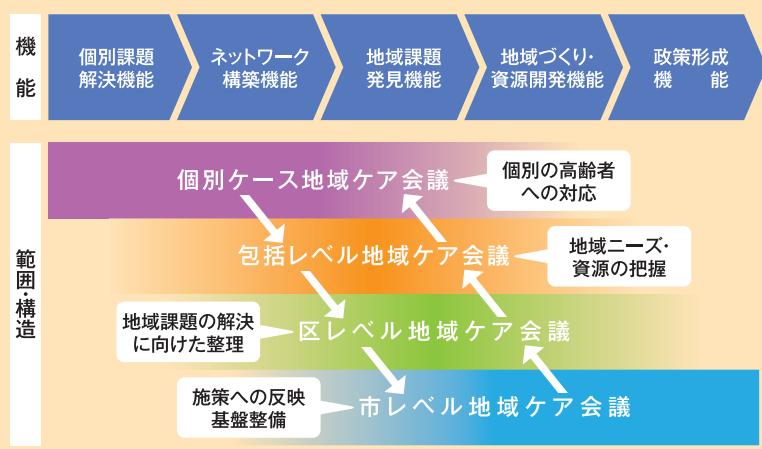
自らの意志で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、これまでの人生を振り返り、これから生き方を考えるきっかけとしてエンディングノートがあります。作成することで、その内容や思いを家族や大切な人と共有するきっかけにもなります。区民向け講座や高齢者の支援者向けの活用講座のほか、あらゆる機会を捉えて、さらなる活用に向けた普及啓発を行います。



関連取組

地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケース検討の会議を始点に、包括・区・市レベルの会議で重層的に構成されます。高齢者個人への支援とその積み重ねから発見される地域課題の解決に向けた検討の場として、地域ケア会議を展開していきます。



～平成30年度から令和2年度の具体的な取組～

関係機関との連携や地域住民等と協働した様々な取組により、
地域包括ケアシステムの構築が進んでいます。

■取組事例

II 見守りツールの活用

区レベル地域ケア会議において、民生委員代表者、自治会・町内会代表者、保健医療福祉関係代表者、地域ケアプラザ職員、区社会福祉協議会職員、消防職員、行政等、多数の参加者が集まり検討を行い、様々な見守りツールを有効活用するために置き場所(冷蔵庫・玄関・固定電話)の共通ルールを定めました。

また、見守りツールの置き場が一目で分かるようにマグネットを作成し、配付をしました。



II セや八福札(瀬谷区高齢者見守りキーホルダー)

外出先で、万が一緊急搬送されたり、保護されたりしたときなどに、病院や警察が家族と連絡を取れるよう、外出時に携帯できるキーホルダーを配布しています。お住まいの地区を担当する地域ケアプラザに申込みます。キーホルダーには地域ケアプラザの電話番号が表示されています。個人情報は表示されないので、万が一落としてしまっても安心です。



〈表面〉

〈裏面〉

II 瀬谷区シニアのための体操マップ

高齢者が誰でも参加のできる、運動に取り組むグループを周知しました。



II 住民主体の活動の支援

介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)へつなげることで、要支援者等にも配慮した活動を支援しました。



〈配食グループの活動の様子(調理時)〉



〈配食グループの活動の様子(見守り・配食時)〉

4 濱谷区の取組の方向性

重点取組

1

介護予防・健康づくりの推進

健康寿命の延伸を目指し、健康づくり・介護予防の取組を進めます。

地域のつながりを強めながら、安心して健康な生活を送ることができるように地域づくりを推進します。

2025年に向けた目標（目指す姿）

1. 普及啓発（新規参加者の発掘、高齢者の意識向上）

介護予防活動の普及啓発により地域の理解が進み、高齢者が自ら健康づくり・介護予防の必要性を認識して活動に取り組んでいます。

2. 活動の場づくり・活性化、人（地域）のつながりづくり

高齢者が歩いていくことのできる身近な場所に、地域に根付いた介護予防活動の場があり、地域団体等や人とつながりを持ちながら自分らしく生きがいを感じながら生活できています。

3. 地域人材の発掘・育成

介護予防活動を担う人材が、地域に根付いて活動を行うことができています。

現状と課題

- 濱谷区には、区役所が把握する介護予防となる地域活動の場が62か所あります（令和3年3月末時点）。地域によっては、歩いていくことのできる身近な場所に地域活動の場が少ないこともあります、誰もが身近な場所で活動に参加できる地域づくりが必要です。
- 介護予防や健康づくりに関する意識は地域により違いがみられるため、地域の特性を踏まえて正しい知識や情報を伝え、健康意識の向上や身体機能の向上を図る必要があります。
- 要支援・要介護認定率が市内で最も高く、また、JAGES「健康とくらしの調査2019」では、他区と比較すると「閉じこもり者割合(18位)」「要支援・要介護リスク(17位)」「主観的健康感良い者(18位)」「30分以上歩く者割合(18位)」等の項目が課題として挙げられます。
- 高齢化等により、介護予防活動を担う地域人材が不足しており、新たな人材の発掘や育成を行う必要があります。また、定年退職前の段階(50～60代)から活動への参加を促していくことが必要です。

コラム

COLUMN

元気づくりステーション

地域住民と行政が協働し、自主的に介護予防活動を行うグループです。地域の介護予防活動のモデルであり、中核を担う存在として行政とともに介護予防・健康づくりを促進する地域づくりを目指します。（区内11か所 令和3年3月末時点）



〈カローリングの様子〉

実現に向けた取組

1. 普及啓発(新規参加者の発掘、高齢者の意識向上)

- 高齢者が効果的な介護予防活動に取り組むことができるよう、講演会や健康教育・出前講座(オーラルフレイル^{※1}・口コモティブシンドローム^{※2}・認知症・低栄養予防等)の実施により、健康意識の向上を図るとともに、地域での介護予防の普及を行います。
※1 オーラルフレイル 口腔機能の低下
※2 口コモティブシンドローム 加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患等の運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩く等の移動能力が低下する状態
- 介護予防に関する周知を行うためのPR媒体等を作成し、情報発信を行います。

2. 活動の場づくり・活性化、人(地域)のつながりづくり

- 既存の活動や人材への継続的なフォローアップを行います。
- 介護予防活動のボランティアや元気づくりステーションのリーダー向けの交流会・研修会等の実施により、活動者・団体同士のつながりづくりや活動の活性化を図ります。
- 地域活動等につながっていない高齢者を活動の場につなげるよう、働きかけを行います。
・通いの場の参加人数・参加率 2020年度(令和2年度)954人・2.8% → 2025年度 増加
- 介護予防活動の自主的な運営の支援を行います。
- 元気づくりステーション等の地域活動の場の立上げや活動継続に向けた支援を行います。
- 生活支援コーディネーター等と連携し、地域活動の場の把握や介護予防に関する支援を行います。

3. 地域人材の発掘・育成

- 新しい地域の人材を発掘するための講座や事業を展開します。
- 介護予防活動を行う人材のスキルアップを図ります。
- 地域のつながりの中から、人材を発掘します。

コラム COLUMN

ボランティア連絡会(区主催)

高齢者を支援している地域の介護予防となる地域活動を行う担い手に対して、介護予防に関わる具体的な取組方法やグループ間のつながり作り、介護予防の意義を学ぶフォローアップとしてボランティア連絡会を開催しています。

ボランティア連絡会の内容を生かして、各活動の活性化につなげています。〈体操・ストレッチに関する講習の様子〉



4 濱谷区の取組の方向性

重点取組
2

多様な主体による生活支援の充実

多様な主体による活動拠点等の充実を図ります。また、高齢者が生きがいや役割を持ち、自分らしく暮らし続けられるよう、様々な居場所や役割を得られる地域づくりを進めます。

2025年に向けた目標（目指す姿）

1. 生活支援コーディネーターを中心とした地域アセスメント

地域アセスメントに基づく地域支援計画を立て、課題解決に向けた働きかけができます。

2. 地域活動の支援・充実

高齢者が孤立することなく、生きがいや役割を持って、自分らしく暮らし続けられるよう様々な介護予防・社会参加の機会が充実しています。

3. 関係者・支援者間のネットワークの構築

高齢者が自分でできることは自分で行いながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多様な主体による生活支援の機会があります。

4. 地域人材の発掘・育成

地域活動を担う人材が、地域に根付いて活動を行うことができています。

現状と課題

- 高齢化の進行により、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯は、増加傾向にあります。多様化する日常生活の困りごとを把握するとともに、ボランティア、NPO、民間企業、医療・福祉事業所等、多様な主体間の連携によるサービスの充実が必要です。
- 住民による自主的な取組や支え合いの意識はあるものの、地域活動への参加につながっていないため、住民が主体的・継続的に活動に取り組めるよう支援が必要です。
- 歩いていくことのできる身近な場所でのサロン活動が少ないエリアがあるため、ニーズに合わせた活動の創出が必要です。
- 高齢化等により、地域活動を担う人材が不足しており、新たな人材の発掘や育成を行う必要があります。また、定年退職前の段階（50～60代）から活動への参加を促していくことが必要です。
- 歩いていくことの出来る身近な場所に、食品や日用品を扱う商店等がなく、生活に不便を感じている地域があります。

コラム

COLUMN

ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ



地域の人々が中心となって行うサロンや趣味活動の場、日常のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報等を検索できるウェブサイトを開設しています。

ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ



実現に向けた取組

1. 生活支援コーディネーターを中心とした地域アセスメント

- 既存のデータ・調査や所属で集約している情報、アンケート調査の実施、地域活動への支援等を通じて、個人や地域のニーズを把握します。
- 地域活動・サービスのデータベース化等により社会資源を整理し、地域の現状を分析します。
 - ・住民主体の地域の活動把握数(うち交流・居場所) 2020年度(令和2年度) 215か所(200か所) → 2025年度 増加
- 地域アセスメントの結果を地域と共有し、課題の共通認識を図るための素材とします。

2. 地域活動の支援・充実

- ごみ出し・電球交換等日常生活に必要な家事支援や、買物困難者のための移動販売等、生活支援の充実を図ります。
- サロン・ミニディ、配食サービス、体操サークル等、既存の活動内容の充実や運営基盤の強化、活動の広報等に関する支援を行います。
- 各種助成金や補助金制度等を活用した地域活動を支援します。
- 保健師等と連携し、地域活動の場の充実に向けた働きかけを行います。
 - ・要支援者等にも配慮した住民主体の支え合い活動(サービスB)の数 2020年度(令和2年度)3か所 → 2025年度 増加

3. 関係者・支援者間のネットワークの構築

- 社会福祉法人、民間企業等の地域貢献活動の推進や、関係者間の連携促進を図ります。
- 協議体等の様々な会議を通じ、地域住民・専門職・関係団体等が情報共有・連携等が行えるネットワークの構築や生活支援・介護予防・社会参加に係る活動・サービスを創出します。
- 「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」の普及啓発や地域活動・サービスを掲載した広報媒体等の提供により、専門職とインフォーマルサービスの連携促進を図ります。

4. 地域人材の発掘・育成

- スキルアップ講座等の開催による、ボランティア育成を図ります。
- 勉強会や座談会の開催等、地域の話し合いの場を作り、新たな人材を発掘します。
- よこはまシニアボランティアポイント等を活用した社会参加の促進を図ります。

コラム

COLUMN

買物困難者のための移動販売

瀬谷区では、身近な場所にスーパー・コンビニがなく、買物に不便を感じている地域がありました。そこで、地域住民・事業者・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ・区役所が連携し、移動販売等を活用した買物困難者への支援を行っています。移動販売への買い物が外出の機会につながり、地域の中での交流や見守りの場となっています。



〈移動販売の様子〉

4 濱谷区の取組の方向性

重点取組



医療・介護連携の推進

在宅医療に向けたネットワークの構築や、医療・介護関係者間の連携を進めます。

また、在宅医療に向けた支援体制の構築や区民に向けた在宅医療の普及啓発を進めます。

2025年に向けた目標（目指す姿）

1. 多職種連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活が人生の最期まで継続できるよう、多職種が連携しながら、医療・介護の一体的な提供ができます。

2. 在宅医療の普及啓発

在宅医療の普及啓発により、区民が在宅医療についての適切な情報や知識を得ることができます。人生の最期まで自分らしく生きることができます。

3. 在宅医療・介護関係者的人材育成

在宅医療・介護に携わる多職種が、在宅医療や介護サービスについての専門的な知識を持つとともに、お互いの専門性や役割を知ることができます。区民が在宅医療に関する相談や支援を受けることができます。

現状と課題

- 平成19年度から始めた在宅高齢者サポートネットワークは、現在、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、区在宅医療相談室、地域ケアプラザ等が近隣区も含めた医療・介護連携を推進しており、顔の見える関係づくりが進んでいます。
- 多職種連携のツールとしてクラウド版グループウェアを活用し、タイムリーな情報伝達や文書・データ等の情報共有を行っています（せやまるOffice在宅ネット）。利用している専門職が固定している傾向があるため、活性化が必要です。
- 濱谷区の在宅看取り率は上昇傾向にありますが、市平均と比べると低い状況です。
(区:21.3%、市:25.4% 令和2年度横浜市在宅医療・看取りに関する調査)
- 意思表示ができるときに、終末期における自身のケアに関する意思表示をしていない人が多く、意思表示をするためのツール（エンディングノート、もしも手帳等）の存在が十分に周知されていないため、区民や支援者に普及啓発を図る必要があります。
- コロナ禍において大規模な集合型の研修会・交流会等の開催が困難になったため、オンラインや小規模（地域包括支援センター単位）での開催を中心に行う必要があります。

コラム

COLUMN

せやまるカフェ

濱谷区では多職種交流、顔の見える関係づくり、人材育成等を目的に「せやまるカフェ」を開催しています。これまでにアルコール問題を抱える人への支援、新型コロナウイルス感染症、高齢者の口腔ケア等に関する学びを通じ、専門職のスキルアップや多職種の交流を深めています。



〈研修の様子〉

実現に向けた取組

1. 多職種連携の推進

- ICTを活用したオンライン等での連携を推進します。
- 多職種交流会等を通じて、地域の医療・介護関係者間の顔の見える関係を構築します。
- 地域ケア会議や事例検討会等を通じて、在宅医療に関する課題を関係者間で情報共有し、課題解決に向けた取組を実施します。
- 各医療・介護連絡会との共同研修や講演会、意見交換会等により、連携を促進します。
- 医療依存度の高い方の退院時支援のほか、在宅医療を行う往診医の紹介や、地域の在宅医療・介護資源の情報提供等、在宅医療と介護の相談支援を実施します。
- 在宅医療相談室、地域包括支援センターと相互で連携を図りながら、地域住民や専門職の支援を行います。

2. 在宅医療の普及啓発

- 在宅医療や看取り等に関する区民向け講演会、研修等を開催します。
- 介護者に対する支援・相互扶助、分かち合い等の機会を設けることで、健康維持増進や終末期の医療・介護についての啓発を実施します。
- 在宅医療相談室の取組、家族会、講演会の開催情報等の情報発信をします。
- 区民や医療・介護関係者向け講習会、研修等でもしも手帳やエンディングノートの普及啓発を行います。

3. 在宅医療・介護関係者の人材育成

- 在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修を開催します。
・受講者数 2020年度(令和2年度) 42人 → 2025年度 増加
- 区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会や専門職による疾患別勉強会や介護者研修、講演会等様々な機会を活用し、医療・介護関係者のスキルアップを図ります。
- 医療・介護関係者が在宅医療の連携に必要な知識とスキルを身につけるためのマニュアル等を作成します。

コラム

COLUMN

もしも手帳

瀬谷区では医療・介護従事者に対し、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修等を行い、区民に対して普及啓発を行う人材育成に取り組んでいます。人生の最終段階での医療やケアについて、考えるためのツールである「もしも手帳」の配布も行っています。

ACPとは、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことです。愛称は「人生会議」です。



4 濑谷区の取組の方向性

重点取組

4

認知症支援の充実・強化

認知症の容態に応じた医療・介護等の提供や効果的な連携ができる支援体制の構築とともに、認知症高齢者が役割を持つことや、ゆるやかな見守り体制のある安心して暮らせる地域を目指します。

2025年に向けた目標（目指す姿）

1. 認知症の人やその家族にやさしい地域づくり

認知症の人やその家族が地域の中でいつまでも自分らしく暮らし続けられるよう、認知症が正しく理解され、地域で見守る支援者や機関が増え、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域となっています。

2. 認知症の早期診断（発見）・早期対応

周囲が認知症の早期診断、早期発見の必要性を理解しており、必要な人が適切なタイミングで相談につながることができます。

3. 認知症の人の権利

人生の最期まで自らの意志で自身の生き方の選択ができており、認知症等により判断力が低下していても権利や財産が守られています。

現状と課題

- 地域に認知症の人やその家族が増えていくことが見込まれます。地域の人々が認知症に関する正しい理解を深めるためのさらなる普及啓発が必要です。
- コロナ禍でキャラバン・メイトの活動が減少しました。さらなる活動の充実が必要です。
- コロナ禍で認知症センター養成講座の回数が減少しました。実施方法や対象者の世代等を工夫して実施をしていく必要があります。
- 区内の認知症カフェは、エリアに偏りが見られます。支援者が認知症カフェの必要性を理解するとともに、認知症になっても社会参加ができるような場が必要です。
- 金融機関、商店等とも連携した、見守り体制づくりのさらなる推進が必要です。
- 意思表示ができるときに、自身のこれから暮らしや生き方に関する意思表示をしていない人が多く、意思表示をするためのツールであるエンディングノートの存在が十分に周知されていないため、区民や支援者に普及啓発を図る必要があります。

コラム

COLUMN

瀬谷区認知症はいかいネットワーク

認知症高齢者が外出して行方不明になったときに、早期発見・保護につなげるため、瀬谷警察署、地域包括支援センター、交通機関等の発見協力機関をはじめ、商店、郵便局、介護保険事業所、キャラバン・メイト等の見守り協力機関も協力し、地域の皆様と共に認知症高齢者やご家族を支えるシステムです。



実現に向けた取組

1. 認知症の人やその家族にやさしい地域づくり

- 認知症に関する市民理解の推進や相談窓口の周知のため、キャラバン・メイトの養成や活動支援とともに、地域や職域、小・中学校等で認知症サポーター養成講座を実施します。
 - ・認知症サポーター数 2020年度(令和2年度) 13,232人 → 2025年度 増加
- 地域ケアプラザの協力医と協働して、認知症ミニ講座等を開催します。
- 「介護者の集い」や「家族の会」等、当事者や家族同士が集える場の充実を図ります。
- 瀬谷区認知症はいかいネットワークによる見守り体制づくりを推進します。
 - ・見守り協力機関数 2020年度(令和2年度) 282か所 → 2025年度 増加
- 認知症の人が行方不明なった際に、早期に発見できるよう、見守りツールの活用の推進を図ります。
- 認知症の人やその家族の安心できる場として、認知症カフェの支援や周知を行います。
 - ・認知症カフェ数 2020年度(令和2年度) 4か所 → 2025年度 増加
- 区役所や地域ケアプラザと民生委員や地域の事業所等(金融機関・商店等)との連携を促進し、見守り体制の充実を図ります。

2. 認知症の早期診断(発見)・早期対応

- 認知症初期集中チームにより、認知症の早期診断・対応を行うとともに、その役割等について関係機関への周知を行います。
 - ・支援件数 2020年度(令和2年度) 5件 → 2025年度 増加
- もの忘れが気になる人や家族等のための専門医による「もの忘れ相談」を区役所で実施します。

3. 認知症の人の権利

- 自己の意思決定支援のため、区民や高齢者の支援者等に対するエンディングノート活用講座を実施します。
- 区民や関係機関に対して、成年後見制度に関する普及啓発を行います。
- 成年後見サポートネットにおいて、権利擁護に関する課題の検討や地域の関係機関・団体等の連携ネットワーク機能の強化を図ります。

コラム COLUMN

これをもって「かかりつけ医」に行こう

もの忘れや認知症が気になり、かかりつけ医を受診する際、スムーズな診療・情報伝達をするためのリーフレットです。配架場所を拡充し、認知症の早期診断・対応につなげるため、かかりつけ医への受診機会を広げていきます。





発行年月：令和4年3月

発 行：瀬谷区役所 高齢・障害支援課

横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地

TEL 045-367-5716／FAX 045-364-2346

協 力：瀬谷区社会福祉協議会 瀬谷区二ツ橋町469(せやまる・ふれあい館2階)

二ツ橋地域ケアプラザ 瀬谷区二ツ橋町83-4

二ツ橋第二地域ケアプラザ 瀬谷区二ツ橋町469(せやまる・ふれあい館1階)

阿久和地域ケアプラザ 瀬谷区阿久和南2-9-2

中屋敷地域ケアプラザ 瀬谷区中屋敷2-18-6

下瀬谷地域ケアプラザ 瀬谷区下瀬谷2-44-6

瀬谷区在宅医療相談室 瀬谷区二ツ橋町489-46